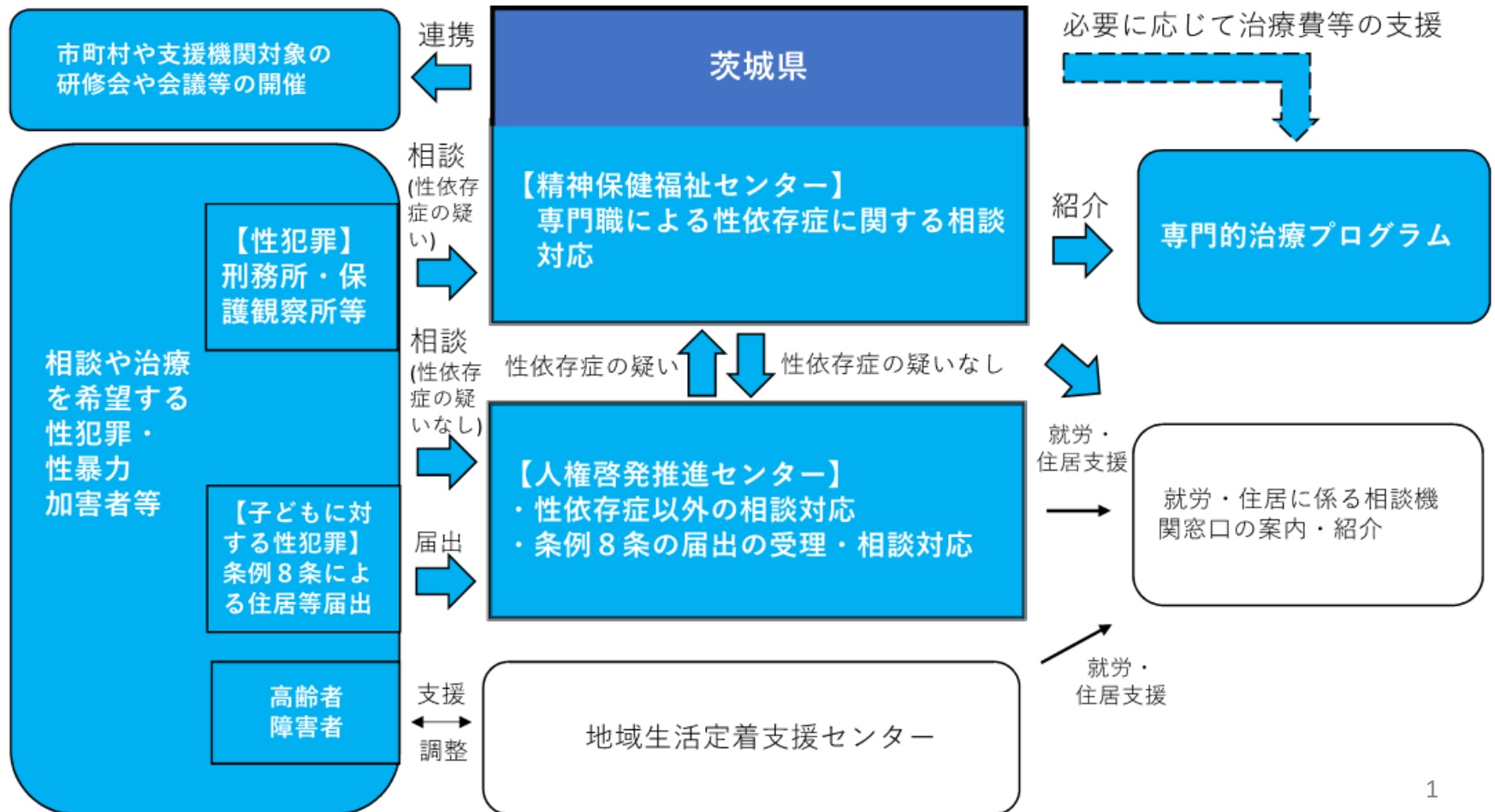


令和 4 年 11 月「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」の制定を踏まえ、茨城県再犯防止推進計画を改正するとともに、性犯罪の再犯防止を図るため、性犯罪・性暴力をした方に対して、相談対応等、社会復帰のための支援を行う。

条例を踏まえた性犯罪・性暴力をした方への対応図



茨城県再犯防止推進計画改定案の概要

計画改定の趣旨

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を踏まえ、国と県が連携して性犯罪の再犯防止を図るため、性犯罪・性暴力をした方に対する相談対応等の社会復帰のための支援策を定める。

性犯罪等をした者への支援施策（追加事項）

国関係機関の取組

○再犯防止プログラムの実施	「性犯罪再犯防止指導」（再犯をしないための具体的な方法を習得させるプログラム）の実施
	「性犯罪再犯防止プログラム」（再犯をしないための具体的な方法を習得させるプログラム）の実施
○指導方法の支援	保護観察所など処遇機関の依頼に応じ指導方法の提案などの支援

県の取組の方向

○相談対応・支援	人権啓発推進センターにおける就労・住居に係る相談機関の案内・紹介
	精神保健福祉センターにおける専門職による性依存症に関する相談対応・支援、専門的治療プログラムの紹介、必要に応じ治療費の支援
○医療観察法医療への取組	心神喪失等の状態で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対する病状の改善及び再発防止・社会復帰支援
○子どもに対する暴力的性犯罪の出所者対象の再犯防止措置	13歳未満※を被害者とした暴力的性犯罪の出所者について、法務省からの情報提供による所在確認、出所者の同意を得て面談の実施、関係機関団体との連携
○国・市町村との連携	性犯罪をした者への支援策に係る情報共有、連携・協力
○支援策の周知	性犯罪をした者への支援策について県ホームページなどにより周知

※ 刑法改正（令和5年）により、性交同意年齢が引き上げられたため、「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げて実施